

平成 27 年 7 月 11 日

関係者の皆様

岐阜女子大学  
学長 後藤 忠彦

**平成 27 年度 教員免許状更新講習による文部科学省免許法認定公開講座  
の単位認定制度について（ご案内）**

標記について、本学では平成 27 年 5 月 7 日付で文部科学省より平成 27 年度現職教員の新たな免許状取得を促進する講習等開発事業（3 年間）を委託されました。

つきましては、下記のように文部科学省免許法認定公開講座（教育実践特講 2 単位）の単位認定を行ないますので、ご案内いたします。

記

**1. 委託事業**

平成 27 年度 文部科学省「現職教員の新たな免許状取得を促進する講習等開発事業」  
<概要> ハイレベルな教員免許状更新講習と免許法認定講座・大学院等を連携させ、教員が学び続け資質の向上を図るために、教員免許状更新講座【対面授業・通信教育】を受講した教員を対象に、課題の提出により文部科学省免許法認定講座の単位認定を行う教育モデルプログラムを展開する。

**2. 受講対象者**

本学の教員免許状更新講習（30 時間）を受講し、修了された方

**3. 受講料**

無 料

**4. 単位取得について**

教員免許状更新講習【対面授業・通信教育】を受講した方を対象に、課題の提出により文部科学省免許法認定公開講座の単位認定を行います。

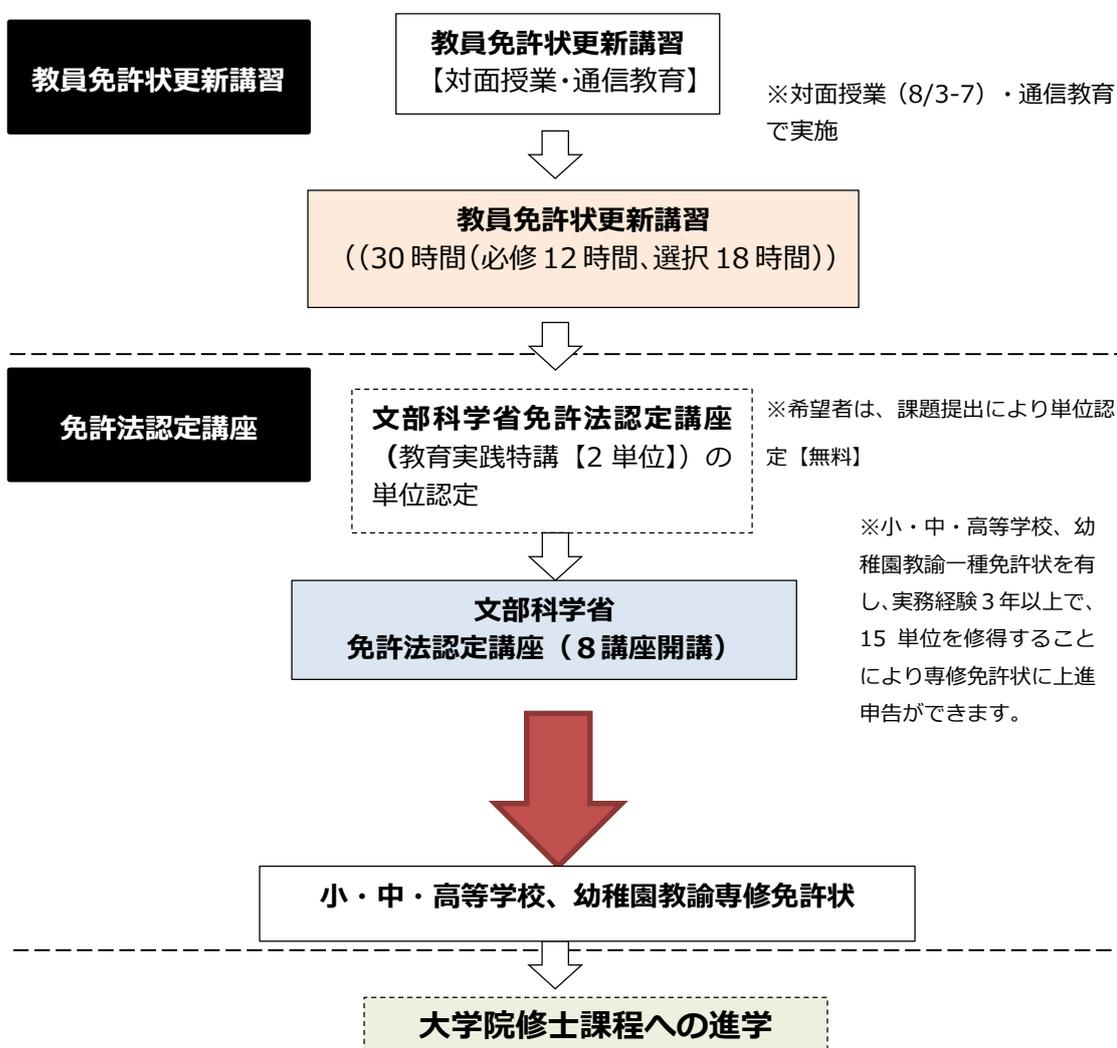
<b>単位認定科目：教育実践特講</b>	<b>2 単位</b>
----------------------	-------------

※本制度のより認定された単位は、専修免許状の上進のための単位になります。

## 教員免許状更新講習による文部科学省免許法認定講座の単位認定について

本学では、平成27年度より教員免許状更新講習と免許法認定講座・大学院等を連携させ、教員が学び続け資質の向上を図る教師教育を開催いたします。教員免許状更新講習【対面授業・通信教育】（30時間（必修12時間、選択18時間）を受講した受講生を対象に、課題の提出により文部科学省免許法認定講座（教育実践特講【2単位】）の単位認定を行います。このことにより、既に所有する教育職員免許状（小・中・高等学校、幼稚園教諭一種免許状）を、**教諭または常勤講師として実務経験3年で、15単位（上記の2単位を含む）を修得されることにより専修免許状に上進申告ができます。**

また、これらの単位は、本学の大学院（土・日授業）への進学の際に、修得単位として配慮されます。是非、教員免許更新講習を活用した単位認定を専修免許状に上進にご活用下さい。教員免許状更新講習と免許法認定講座・大学院等を連携させ、教員が学び続け資質の向上を図る教師教育のスケジュールを次に示します。



※ 本事業は、平成27年度文部科学省委託事業「現職教員の新たな免許状取得を促進する講習等開発事業」により実施するものです。